

特集  
まえがき

# いま、改めて研究者の権利・倫理・研究不正問題を考える

丹生淳郷

JSA 科学者の権利問題委員会は、長年、科学者の権利・地位の向上と倫理の確立を目指して活動してきた。これらの運動の蓄積の上に立って、JSA 創立 30 周年記念事業の一環として『科学者の権利と地位』（日本科学者会議編、1995）、運動のための実務書として『科学者・研究者・技術者の権利白書』（日本科学者会議編、2001）を出版した。これらの作業の過程で、科学者の権利と地位を要求する一方で、自らの倫理を確立する必要性が論議され、「研究者の権利・地位憲章」と「倫理綱領」作成のための検討が進められ、草案としてまとめられた。これらは最終的に「研究者の『権利・地位と倫理』についての報告」（JSA 報告）として第 38 回定期大会（2007 年）に提出され、併せてこれを運動に生かすための大会決議が採択された<sup>1)</sup>。その後、権利問題委員会は、シンポジウムや総学などにおいて JSA 報告の普及を目指して活動してきた。

1974 年にユネスコ第 18 回総会において「科学研究者の地位に関する勧告」（旧勧告）が採択された。旧勧告が採択されて約 40 年経過し、この間の科学・技術の発展と研究者を取り巻く環境が旧勧告当時とは大きく変化した状況を踏まえ、勧告の改訂が提起された。4 年間の討議を経て、2017 年ユネスコ第 39 回総会において、「科学及び科学研究者に関する勧告」（新勧告）が採択され、JSA 権利問題委員会は JSA 報告と併せて普及活動を行ってきた。

本特集は、JSA 権利問題委員会が第 22 回総合学術集会（22 総学：2018 年、沖縄）及び 23 総学（2020 年、東京）において、それぞれ本特集と同名の分科会を持ち、その中で報告され

た内容を基に構成したものである。

最初に、丹生がユネスコ新勧告とその意義について、新たに科学の価値やイノベーション、Dual Use などが導入されており、旧勧告及び JSA 報告と比較しつつ概略を紹介した。勧告では、科学研究者の初期教育で研究倫理教育が推奨されている。それに関連して、わが国における研究不正の特徴をまとめた菊地論文では、諸外国と異なり、職位の高い者が不正の行為者であり、倫理教育の困難さと研究不正の再生産につながる深刻さを浮き彫りにした。また、原田・池上論文では、対面型アクティブラーニングでの倫理教育の実践が一定の効果を上げてきたが、コロナ下にあつて遠隔授業を余儀なくされた状況での双方向型授業の可能性が検討されていることを紹介した。重松論文では、初等・中等教育を担う教員の質を確保するための教職大学院設置に伴い、専門教育をする側の教員の質が疑問視される状況とその背景について解明した。大村・高橋論文では、各種報道や学会誌で周知の事実となった元東北大学総長の研究不正疑惑の解明が不十分な背景について、巨額の総長裁量経費に焦点をあてて考察した。

紙面の都合で丹生論文では触れることができなかったユネスコ新勧告の知的財産権と成果の公表の制限、特に政府で導入が検討されている秘密特許制度との関連を論じた「ひろば」野村の論考もご一読願いたい。

## 文献

- 1) 科学者の権利問題委員会：「研究者の『権利・地位と倫理』についての報告」  
<http://www.jsa.gr.jp/committee/kenri.html>

（にう・きよさと：埼玉支部，薬学）